

くりーんらんど

南佐久環境衛生組合広報紙

2021

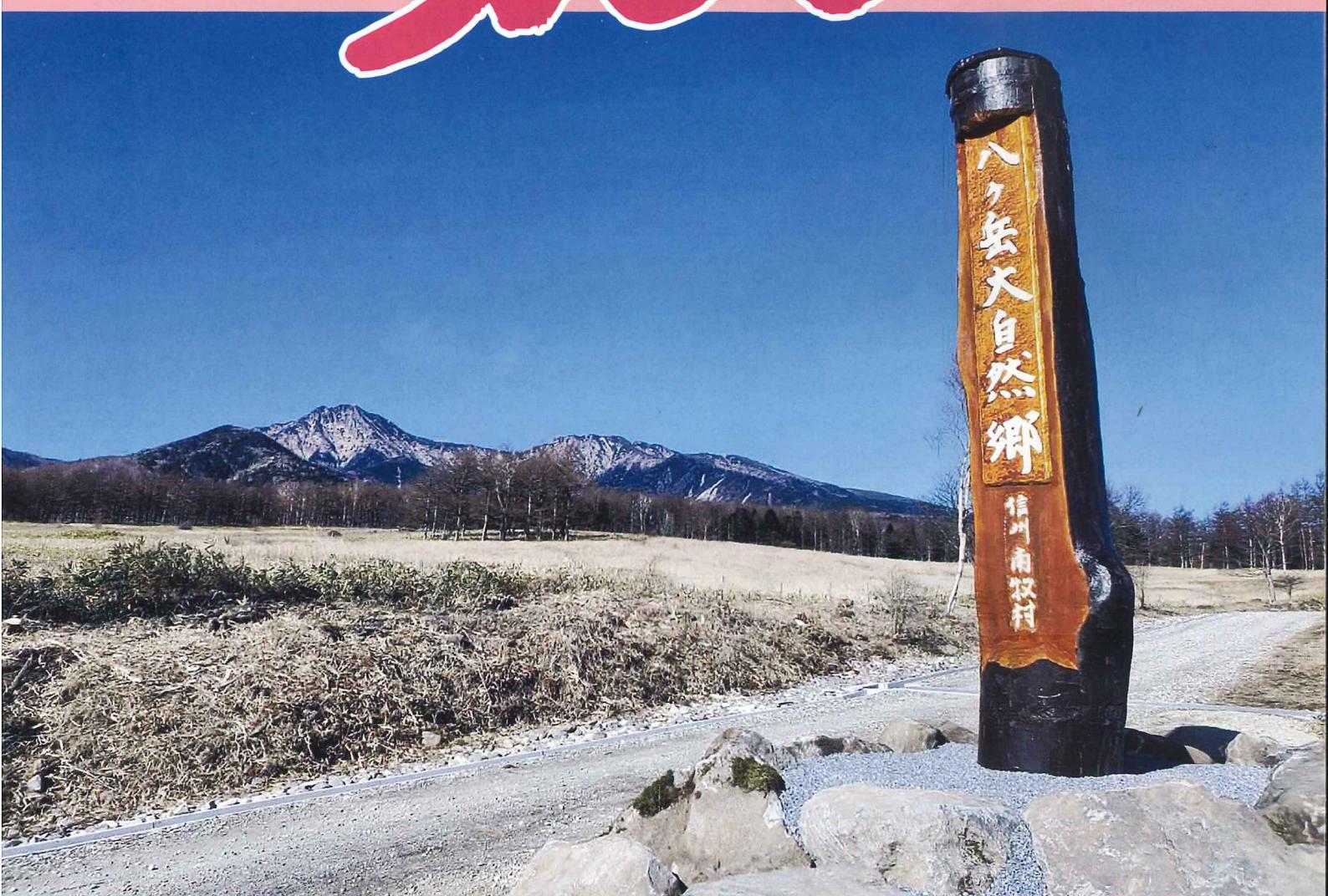
第36号

令和3年1月12日

発行者 南佐久環境衛生組合
住所 南佐久郡佐久穂町大字宿岩306番地
TEL 0267-86-7710
印刷所 キクハラリンク有限会社

【くりーんらんど】

「くりーんらんど」とは南佐久の広域が清潔、豊か、衛生的である思いを込めてネーミングされました。



目 次

南佐久環境衛生組合の紹介	2
衛生センター・下水道事務所からお願い	3
令和元年度決算	4 ~ 5
ホームページが開設されました	6

「八ヶ岳大自然郷」

南牧村に新たな観光スポットが誕生しました。晴天であれば、八ヶ岳や野辺山原はもちろん、富士山も眺めることができます。場所は、野辺山の『埼玉県志木市立八ヶ岳自然の家』を少し上がったところです。

南佐久環境衛生組合の紹介

南佐久環境衛生組合は、佐久市と南佐久地域の町村が共同でし尿処理及び公共下水道事業を行っています。このように複数の市町村が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織を一部事務組合(特別地方公共団体)といい、市町村と同様の組織形態をとっています。

(それぞれの名簿につきましては発行日現在で掲載しています。)

議席	氏名	所属市町村	役職・委員	監査委員	理事者会
1	高橋 良衛	佐久市	監査委員・下水道	新井 進一 (議会選出・佐久市)	組合長 佐々木 勝 (佐久穂町長)
2	渡辺 均	小海町	下水道委員長	高見澤 浩之 (代表監査委員・小海町)	副組合長 黒澤 公弘 (小海町長)
3	井出 薫	小海町	副議長・総務	良衛 (議会選出・佐久市)	副組合長 大村 公則 (南牧村長)
4	林 克比古	川上村	議会運営副委員長・総務	柳田 清二 (佐久市長)	副組合長 中島 则明 (川上村長)
5	新海 文人	南牧村	総務副委員長	由井 明彦 (北相木村長)	副組合長 井出 保明 (北相木村長)
6	井出 忠一	南相木村	議会運営委員長・総務	大村 公助 (佐久穂町長)	副組合長 黒澤 公之 (佐久穂町長)
7	山口 吉彦	北相木村	総務	柳田 弘勝 (佐久穂町長)	副組合長 内藤 健文 (佐久穂町長)
8	島崎 規子	佐久穂町	総務委員長	大村 公之 (佐久穂町長)	副組合長 内藤 健文 (佐久穂町長)
9	須田 良子	佐久穂町	下水道副委員長	柳田 弘勝 (佐久穂町長)	副組合長 内藤 健文 (佐久穂町長)
10	石井 正行	佐久穂町	議長・下水道	大村 公之 (佐久穂町長)	副組合長 内藤 健文 (佐久穂町長)



この1年の議会報告

- | | | |
|------------|--------------------------------|-----------|
| 令和2年2月12日 | ・令和2年第1回議会定例会 | |
| | 専決処分の承認を求める件 | 3件 《原案承認》 |
| | 組合下水道事業の設置等に関する条例の制定 | 1件 《原案可決》 |
| | 組合積立基金条例の全部を改正する条例の制定 | 1件 《原案可決》 |
| | 令和元年度補正予算 | 2件 《原案可決》 |
| | 令和2年度当初予算 | 2件 《原案可決》 |
| | 長野県町村公平委員会を共同設置する団体数の減少及び規約の変更 | 《原案可決》 |
| 令和2年8月5日 | ・令和2年第1回議会臨時会 | |
| | 専決処分の承認を求める件 | 2件 《原案承認》 |
| | 監査委員の選任 | 《原案同意》 |
| | 令和元年度繰越明許費繰越計算書報告 | |
| 令和2年10月27日 | ・令和2年第2回議会定例会 | |
| | 令和元年度決算認定 | 2件 《原案認定》 |
| | 令和元年度資金不足比率報告 | |
| | 令和2年度補正予算 | 2件 《原案可決》 |

衛生センター・下水道事務所からお願い!

食用廃油(天ぷら油等)、調理くずなどは台所などに流さない

フライパンや天ぷらなべを洗うときは廃油を別容器に移し、一度紙などでふき取ってから洗いましょう。

調理くずなどは目の細かい「コーナー」に備えた紙袋などでうけ、流さないようにならわせましょう。



トイレにトイレットペーパー等以外の異物を捨てないでください

トイレットペーパー以外の異物（掃除後の雑巾、紙おむつ、生理用品、タワシ、その他ビニール製品）などは、下水をつまらせたり、処理場の処理の妨げになりますので絶対に流さないでください。



し尿等くみ取りくちの整理をしましょう

収集作業の支障になるので、くみ取りくちやその周辺に物を置かないなど整理をしましょう。

また、冬期間はくみ取りくちの除雪をお願いします。



浄化槽は正しく使いましょう

- ・排気口及び送気口はふさがないでください。
- ・便器を清掃するときは強い洗剤等を使用しないでください。浄化作用を行っている微生物が死んでしまいます。
- ・浄化槽の機能を低下させるような薬品類（殺虫剤・消毒薬）は使用しないでください。
- ・ばっき方式浄化槽は、機械の運転を絶対に止めないでください。



漏水減免について

宅内での漏水について、その水が排水設備に流入していない（地下漏水等）場合など、一定の基準を満たしているものについて下水道使用料を減免することができます。減免申請は修理後、6ヶ月以内に申請のお手続きが必要となります。詳しくは公共下水道事務所総務係（☎0267-86-7710）までお問い合わせください。

宅内配管の清掃及び点検の勧誘にご注意を！

各家庭を突然訪問し、公的機関との関係を匂わせながら宅地内の排水設備の点検・清掃などを有料で勧める業者がおりますが、当組合では、宅地内の排水設備などに関して、点検及び清掃などを業者に依頼することはありません。

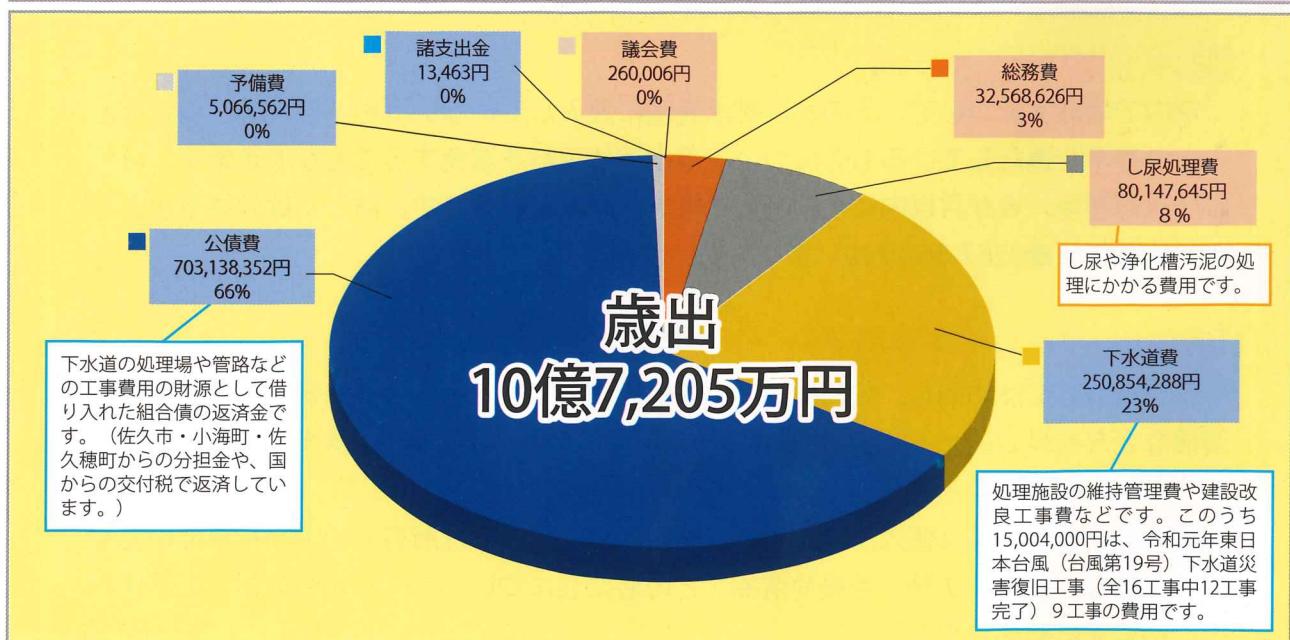
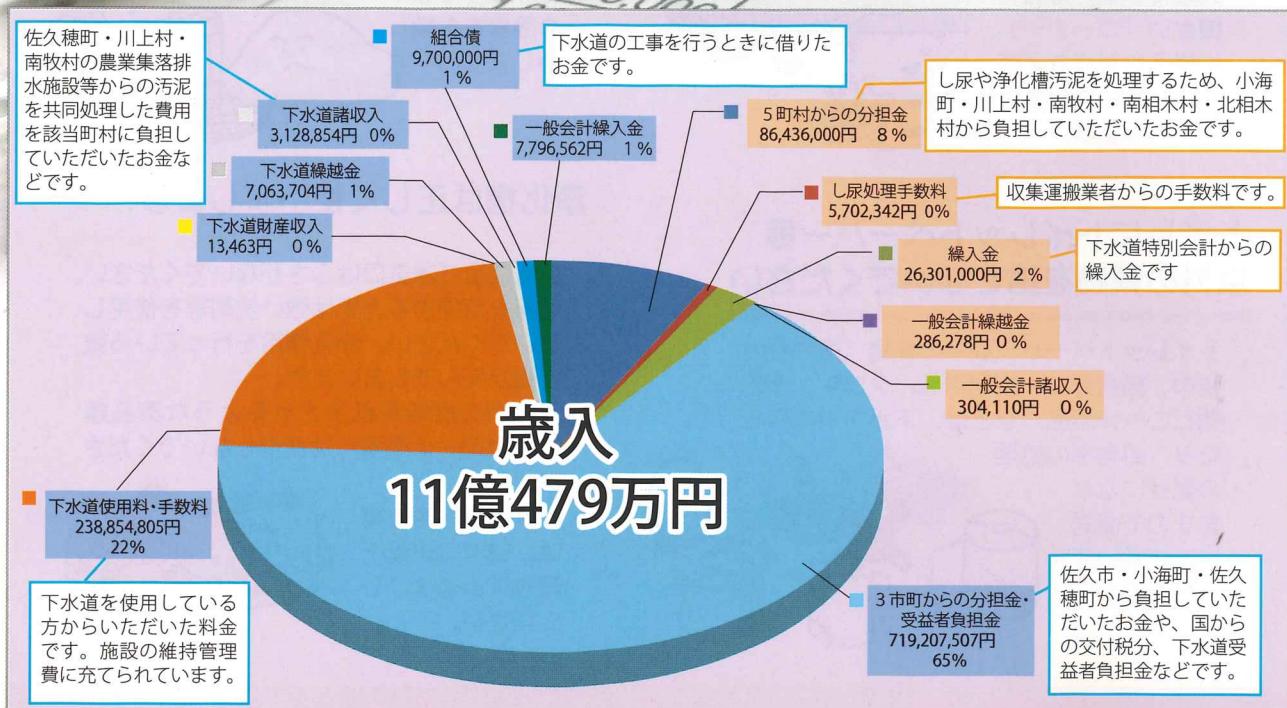
宅地内の排水設備は個人所有であり、維持管理については所有者の方が行っていただくこととなっていますが、点検や清掃などの必要性については、当組合の指定工事店へのご相談をお勧めします。

令和元年度の決算は

(単位：円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額	実質収支額
一般会計	119,029,730	112,976,277	6,053,453
公共下水道事業特別会計	985,764,895	959,072,665	26,692,230
組合合計	1,104,794,625	1,072,048,942	32,745,683

※公共下水道事業特別会計は、令和2年4月から企業会計（財務規定等の適用）へ移行することに伴い、令和2年3月31日で出納閉鎖しております。



※なお、公営企業会計に該当する、南佐久環境衛生組合公共下水道事業特別会計は、構成3市町からの分担金（繰入金）によって資金不足が生じなかったため、資金不足比率は該当ありません。

一般会計の財務書類

南佐久環境衛生組合では、令和元年度会計決算の状況をみなさんにお知らせするにあたり、組合一般会計の財務書類4表を作成しました。

なお、公共下水道事業特別会計は、令和2年度から企業会計に移行する準備期間のため、令和2年度決算分まで財務書類の作成を行いません。そのため、一般会計分のみの財務書類作成となっています。

また、一般会計では、現在は処理施設等を保有していませんので、大きな固定資産等はありません。

①貸借対照表（バランスシート）

資産		負債	
一般会計で保有している財産		将来世代が負担する金額	
1.公共資産		・借金をしてつくった施設などがないため、 退職金などへの引当金です	
建物（書庫）	0千円		39,938千円
2.投資など			
(基金)	0千円		
3.流動資産		純資産	
現金預金	6,053千円	資産 - 負債	△33,885千円
資産計	6,053千円	負債+純資産 計	6,053千円

② 資金收支計算書

30年度末資金残高	286千円
業務活動収支	5,767千円
投資活動収支	0千円
元年度末資金残高	6,053千円

③純資產変動計算書

30年度末純資産残高	△38,729千円
純行政コスト	△21,761千円
財源調達	26,605千円
30年度末純資産残高	△33,885千円

④行政コスト計算書

経常収益

し尿処理手数料	5,702千円
5町村からの分担金	86,436千円
経常収益	92,138千円

経常費用

業務費用	112,686千円
人件費	30,144千円
物件費(し尿処理経費など)	82,542千円
移転費用(他会計への支払いなど)	1,213千円
経常費用	113,899千円

純行政コスト

△21,761千円

マイナスは△で表記しています。

南佐久環境衛生組合のホームページが開設されました

令和2年7月1日から、南佐久環境衛生組合のホームページが開設されました。住民の皆さまや関係業者の方への各種届出様式、南佐久環境衛生組合の事業紹介などが掲載されていますので、ぜひご覧ください。

詳しくは・・・

南佐久環境衛生組合



豊かな自然をはぐくみ、生命の営みを支える「水」——
下水道への接続をお願いします。



下水道管が整備された区域では、建物の所有者は、排水設備を設置し、公共下水道に接続することが義務付けられています。未接続の世帯等は、下水道整備の趣旨をご理解いただき、速やかに接続してください。
また、区域内で浄化槽を利用している方も、速やかに下水道へ接続するようご協力ください。

Q 接続工事を
したいけれど
どうすればいいの？

A まずは、お近くの
「指定工事店」へご連絡
をお願いします。

(組合ホームページをご覧ください。)

指定工事店がわからない場合は、
当組合へご連絡ください。



料金の納付は**口座振替**をご利用ください

下水道料金の納付については、便利で安全な口座振替を推奨しています。

お申し込みは、金融機関、公共下水道事務所窓口に備え付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、提出してください。

窓口に行くのが困難な方は、口座振替依頼書を郵送しますので、ご連絡をお願いします。

**転入・転出・使用者変更をされる方は
ご連絡を！**

当組合の管理する下水道区域内で、転入・転出・使用者変更をされる場合には、各種お手続きをしていただく必要がありますので、速やかに当組合へご連絡いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いします。

お問い合わせ先

●ここに記載した以外にも、下水道に関するご不明な点・ご相談等ありましたら、

南佐久環境衛生組合公共下水道事務所 [Tel 86-7710]
までお問い合わせください。